

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月26日

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 金上 孝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

連絡場所 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資 三菱UFJ / AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド（年
信託受益証券に係るファンドの名 1回決算型）
称】 （平成28年2月29日より、三菱UFJ / AMP 欧州リート・不
動産関連株式ファンド＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）
（予定））

【届出の対象とした募集内国投資 継続募集額 上限1兆円
信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、ファンド名称の変更および信託期間の変更等に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出するものです。なお、本書は、平成28年2月26日に提出しており、訂正された原届出書の内容は、平成28年2月29日現在のものです。

【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_は訂正部分を示し、原届出書の更新後の内容を記載する場合は<更新後>とし、原届出書に追加される内容を記載する場合は<追加>とします。

【表紙】**【ファンド名】**

<訂正前>

三菱UFJ / AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド（年1回決算型）

<訂正後>

三菱UFJ / AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

<訂正前>

三菱UFJ / AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド（年1回決算型）

<訂正後>

三菱UFJ / AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）

【証券情報】

<更新後>

（1）【ファンドの名称】

三菱UFJ / AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）

（「ファンド」といいます。）

（略）

【有価証券報告書】**第一部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

[ファンドの目的・特色]

<更新後>

ファンドの目的

欧州の不動産投資信託証券および不動産関連株式等を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

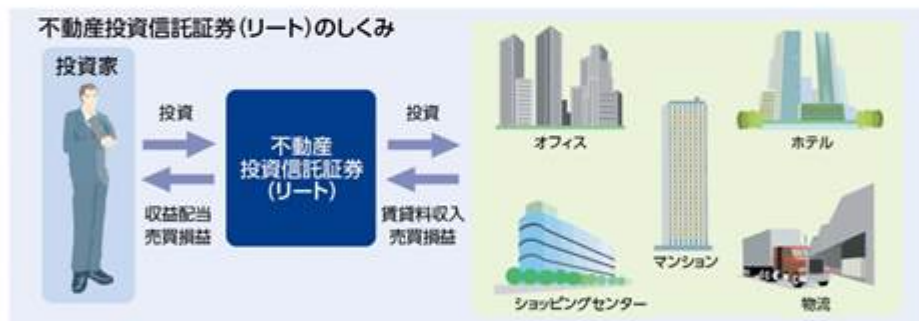
欧州の不動産投資信託証券[※]および不動産関連株式等を主要投資対象とします。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。



不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。



- ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度^{*}が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。
- ファンドは、欧州の不動産投資信託証券および不動産関連株式等を実質的に投資します。欧州の不動産投資信託証券および不動産関連株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

^{*}寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。

運用の
委託先

不動産投資信託証券および不動産関連株式等の運用にあたっては、不動産投資に長年の実績と経験をもつ、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

AMP CAPITAL 

- オーストラリアを代表する総合金融グループであるAMPグループの一員で、オーストラリア最大規模の運用会社です。
- 運用資産は約1,561億豪ドル(約14.7兆円)*の資産を運用しています。
- 債券・株式投資に加え、インフラ、不動産といった実物資産クラスへの豊富な投資経験を有しています。

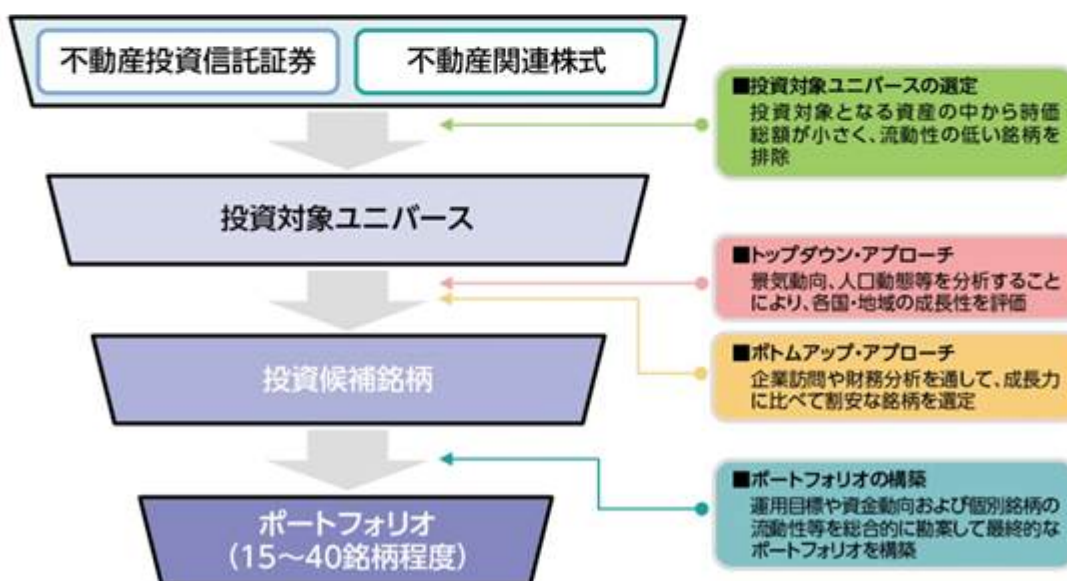
*2015年6月末現在、使用為替レートは1豪ドル=93.93円

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

運用方法
運用プロセス

不動産投資信託証券および不動産関連株式等への投資にあたっては、人口動態分析、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の割安度や保有資産・業績の分析および資本構造や経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。

- ファンドにおける運用プロセスは以下の通りです。



- ❗ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- ❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

為替対応
方針

「為替ヘッジなし」は、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

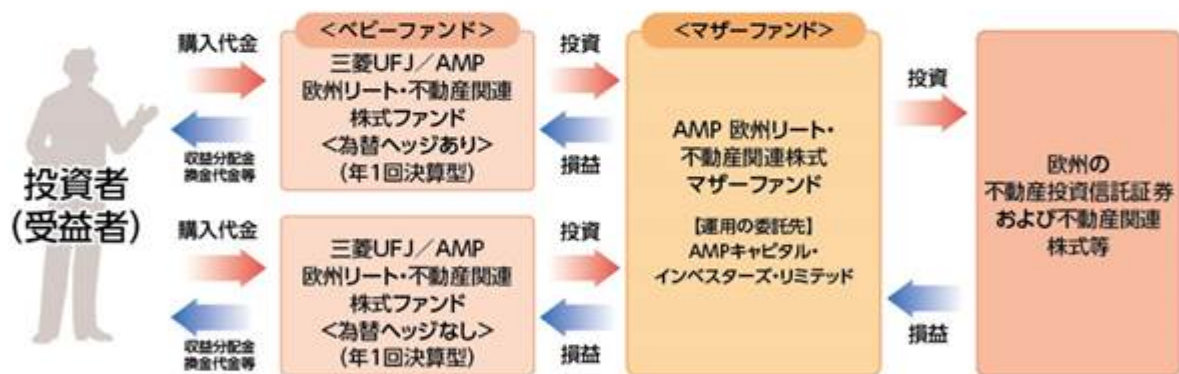
分配方針

年1回の決算時に分配を行います。

- 年1回の決算時(9月7日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主にAMP 欧州リート・不動産関連株式マザーファンドへの投資を通じて、欧州の不動産投資信託証券および不動産関連株式等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



❗ 各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

株式および不動産投資信託証券	株式および不動産投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
株式および不動産投資信託証券の一銘柄制限	同一銘柄の株式および不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

<更新後>

(略)

平成28年2月29日 ファンドの名称を「三菱UFJ / AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド(年1回決算型)」から「三菱UFJ / AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)」に変更
信託期間を平成31年9月6日までから平成37年9月5日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

<更新後>

・資本金

2,000百万円(平成27年11月末現在)

・沿革

(略)

・大株主の状況(平成27年11月末現在)

(略)

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<更新後>

(略)

AMP 欧州リート・不動産関連株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。)および不動産関連株式等を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

(略)

(2) 【投資対象】

<更新後>

(略)

<AMP 欧州リート・不動産関連株式マザーファンドの概要>

(略)

(投資制限)

(略)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(略)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

(5) 【投資制限】

<更新後>

(略)

新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. (略)

(略)

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の35を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該不動産投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の35を超えることとなる投資の指図をしません。

- f. e. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該不動産投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

(略)

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

(略)

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

<更新後>

(略)

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(略)

価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動し、また、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券や株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(略)

この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

(略)

そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

(略)

当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

(略)

この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(略)

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- (略)
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

<更新後>

(略)

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、当ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。(略)

(略)

[委託会社における再委託先に対する確認体制]

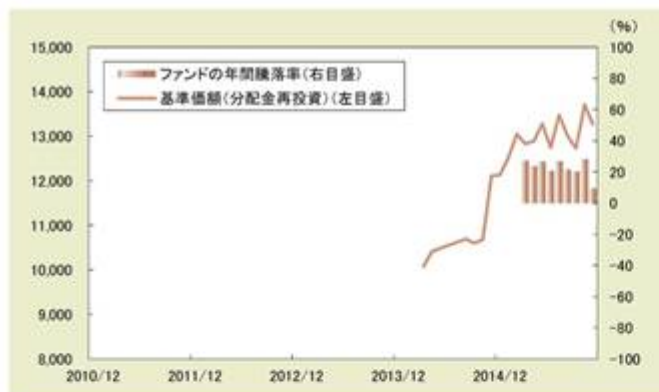
(略)

また、再委託先からの定期的なデ - タ還元を受け、価格変動、為替変動、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

(3) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

<更新後>

●ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



- ・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額(分配金再投資)から当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年12月末～2015年11月末)



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・2010年12月～2015年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ・*ファンドについては2015年3月～2015年11月の同様の騰落率を表示したものです。

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

(略)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

(略)

(4)【その他の手数料等】

<更新後>

(略)

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
(略)		
信託報酬	間接	(略) (販売会社) 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 (略)
(略)		

(略)

(5) 【課税上の取扱い】

<更新後>

(略)

上記は平成27年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(略)

5【運用状況】

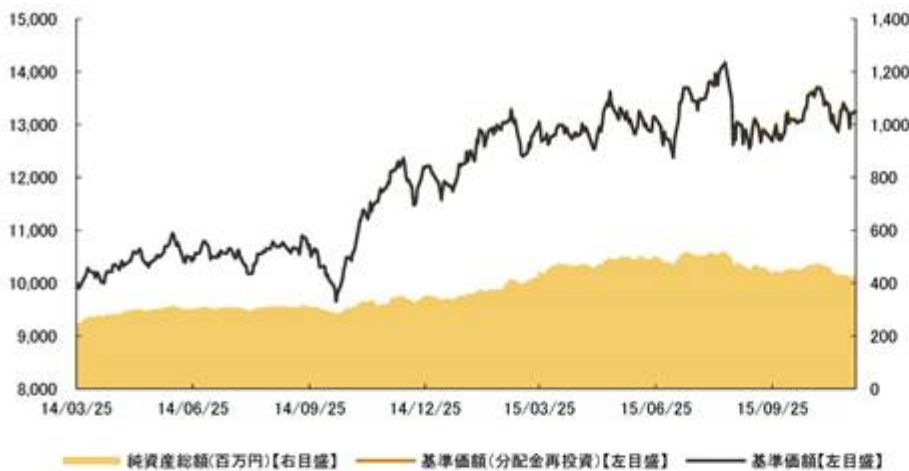
<更新後>

[参考情報]



運用実績

■基準価額・純資産の推移（設定日～2015年11月30日）



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものとして計算

■分配の推移

2015年 9月	10円
2014年 9月	10円
設定来累計	20円

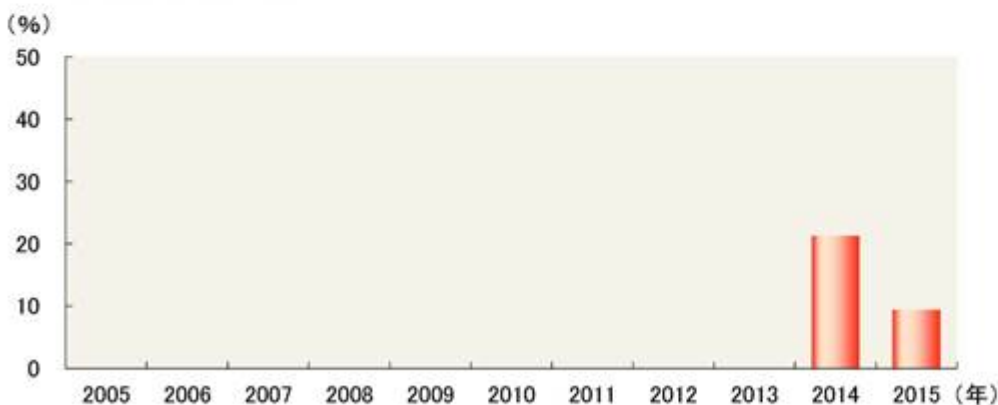
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況（2015年11月30日現在）

通貨別構成	比率	租入上位銘柄	種類	国・地域	比率
ユーロ	56.2%	1 UNIBAIL-RODAMCO SE	リート	フランス	13.8%
イギリス債券	31.4%	2 VONOVIA SE	株式	ドイツ	8.0%
スウェーデンクローネ	8.4%	3 DEUTSCHE WOHNEN AG-BR	株式	ドイツ	7.5%
円	2.7%	4 KLEPIERRE	リート	フランス	6.8%
ノルウェークローネ	1.3%	5 LAND SECURITIES GROUP PLC	リート	イギリス	5.6%
		6 MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	リート	スペイン	5.2%
		7 GREAT PORTLAND ESTATES PLC	リート	イギリス	4.7%
		8 BRITISH LAND CO PLC	リート	イギリス	4.7%
		9 GECINA SA	リート	フランス	4.0%
		10 DERWENT LONDON PLC	リート	イギリス	3.9%
合計	100.0%				

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2014年は設定日から年末までの、2015年は11月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】**

<更新後>

（略）

その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。
-----	--

3【資産管理等の概要】

<更新後>

(3)【信託期間】

信託期間	平成26年3月25日から平成37年9月5日まで ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
------	--

（略）

(5)【その他】

ファンドの償還条件等	（略） ・三菱UFJ/AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド<為替ヘッジあり>（3ヵ月決算型）、三菱UFJ/AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド<為替ヘッジなし>（3ヵ月決算型）、三菱UFJ/AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド<為替ヘッジあり>（年1回決算型）および三菱UFJ/AMP 欧州リート・不動産関連株式ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき （略）
------------	---

（略）

運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
-------	--

（略）

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】**

5【その他】

訴訟事件その他重要事項

<更新後>

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

<更新後>

(略)

資本金の額：324,279百万円（平成27年9月末現在）

(略)

(2) 販売会社

<更新後>

名称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
高木証券株式会社	11,069 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

<更新後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成27年11月末現在）

第3【参考情報】

(略)

2 その他

(略)

(3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。

- ・当ファンドの受益権の価額は、不動産投資信託証券・株式等の有価証券市場の相場変動、組入る有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

(略)

(8) 投資信託説明書（交付目論見書および請求目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの設定にあたって

長い歴史と文化を誇る欧州は、商業用不動産全体で見ると先進国の4割程度と北米に匹敵する規模にあるものの、不動産投資信託証券（リート）および不動産関連株式の市場規模はまだまだ小さく、成長余地が大きく残されています。また、足下では金融緩和政策による良好な資金調達環境や、テナント・オフィス需要の拡大による空室率の低下および賃料の上昇等を背景に、欧州不動産市場の投資魅力が高まっています。

そこで、このたび、欧州のリートおよび不動産関連株式に投資することにより、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざす商品を開発いたしました。ファンドの設計にあたっては、お客様の為替見通し等に応じて為替ヘッジの有無を選択できるよう、為替ヘッジ方針の異なる2つのファンドをご用意いたしました。

皆様の資産形成の一助として、当ファンドをご活用いただければ幸いです。

三菱UFJ国際投信株式会社